

令和3年8月26日

保護者の皆様

旭川市長 西川 将人
(子育て支援部こども育成課担当)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためお願いについて (緊急事態宣言に伴う8月27日以降の対応について)

日頃から、本市子育て支援施策の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、北海道における新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が北海道知事より発令されることとなりました。

本市においても、同感染症の感染者数が過去最多を更新するなど、増加傾向が継続している状況であり、更なる感染拡大防止対策のため、保護者の皆様へ可能な範囲での家庭での保育にご協力いただくようお願いすることといたしました。

お子様や保護者の皆様、施設職員などの健康や命を守るため、また、市内の医療提供体制を維持するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、保育施設等はこれまでと同様に、感染症拡大防止対策を徹底した上での開園を継続いたしますので、保育が必要な方に対しましては、通常どおりの保育を提供するとともに、保護者の職業や各家庭の状況等を理由に、感染や濃厚接触等による登園回避要請対象者以外の方の預かり拒否などが生じないように、保育ニーズに応じた適切な保育の提供を継続いたします。

1 ご家庭でご協力いただきたいこと

- (1) 施設は通常どおり開園していますが、8月27日(金)から9月12日(日)までの期間(緊急事態措置を実施すべき期間が変更された場合は、変更された期日までの期間)について、家庭でお子さんを保育できる場合は、無理のない可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いいたします。なお、施設内に感染者が発生した場合は、公衆衛生対策の観点から臨時休園となる場合があります(なお、保健所の疫学調査結果で休園とならない場合もあります)。
- (2) ご家庭でもご家族そろって咳エチケット、手洗い・うがいの励行等の感染症予防や、お子さんの健康観察に努めてください。登園前にお子さんの体温を測定し、発熱等の風邪症状がみられたら、登園を避けてください。
- (3) 利用児童が感染者となり治癒するまでの期間、利用児童や家族等同居者が濃厚接触者となり保健所の健康観察期間が終了するまでの期間、利用児童や家族等同居者が幅広検査対象者となり保健所から指定されたPCR検査等の結果が判明するまでの期間については、登園自粛をお願いいたします。
- (4) 前記(3)に該当した場合は、ご利用なさっている施設へ、次の内容をお知らせください。
児童名 該当者 陽性、濃厚接触者、幅広検査対象者の別 発症日 検査日・検査結果確認日 感染の経緯 保健所からの指示(健康観察期間等)内容

2 保育料について

前記1の(1)または(3)に該当した場合、登園しなかった日数に応じて日割り計算により保育料を減額します。

【問合せ先】旭川市子育て支援部こども育成課(0166-25-9844, 25-9845)